



# 相続手続き ガイドブック



# 目次

はじめに 2～

遺産分割協議とは 4～

遺産分割協議書の書き方 6～

認知症の方がいる遺産分割協議 9～

遺産分割調停 11～

相続登記 13～

相続登記の義務化について 14～

相続登記の必要書類 17～

平成31年の相続法改正 21～

相続放棄 23～

借金の相続放棄の期限 27～

限定承認 30～

相続税について 28～

法定相続分の手続き 31～

遺留分侵害額請求権 33～

# 目次

銀行口座の解約手続き 36～

三菱UFJ銀行の口座解約 37～

三井住友銀行の口座解約 40～

みずほ銀行の口座解約 44～

# はじめに

日本は、間もなく超高齢化社会に入り、2025年に高齢者人口は3500万人に到達すると言われております。

今後、日本で相続手続きが増加していくことは確実です。

「相続手続き」と一言で言っても、多種多様なものがあります。

遺産分割協議書の作成、不動産登記手続き、裁判所での相続手続き、金融機関での相続手続き、遺言検認や遺言執行、相続税の申告、法的な手続き以外も含むと死後事務手続きなども含まれます。

このテキストでは、遺産分割協議書、相続登記手続き、裁判所での相続手続き、金融機関での手続きに焦点をあてて、解説しています。

相続手続きを行うことは、残された親族の役割になります。

親からの相続はいずれ訪れる、ほとんどの方が経験する「節目」です。

このテキストに目を通してくださっている方は、少なからず、相続手続きに直面し困っていたり、将来の相続手続きに不安を感じておられる方だと思います。

このテキストを通して、相続手続きの悩みや不安の解消につながる、ツールとして利用していただけると幸いです。

太田合同事務所  
司法書士 太田 徹

# 遺産分割協議とは？



遺産分割協議とは、そもそもなんでしょうか？

端的に言うと、遺産分割協議とは法定相続人（民法で決められた人で配偶者や子供など）が亡くなった方の相続財産をどのように分けるかを話し合って決めることです。

財産と一言で言っても不動産、有価証券、預金口座、現金など様々あります。

1人の相続人が全て取得することもあるれば、財産毎に取得する相続人が違うこともあります。

その話し合いの内容を書面におこしたものが**遺産分割協議書**です。

遺産分割協議書には相続人全員の実印押印が必要です。

この遺産分割協議書が様々な相続手続きで必要になるのです。

各種手続きで困らないためにも、遺産分割協議書は作成しましょう。

手間をかけたくないなら、司法書士等の専門家へ依頼するとよいでしょう。

ご自分で作成する場合は本等でしっかりと調べて作成することをお勧めします。

# 遺産分割協議の書き方



## 遺産分割協議書の書き方

相続財産には、不動産、預貯金、現金、株式、車、貸金債権など多種にわたります。

財産の種類ごとに遺産分割協議書の書き方を書いていきます。

### (不動産)

#### (土地)

**所在** A市S町一丁目  
**地番** 1番1  
**地目** 宅地  
**地積** 100.21㎡

#### (建物)

**所在** A市S町一丁目1番地1  
**地番** 1番1  
**構造** 木造スレートぶき2階建  
**床面積** 1階 50.00㎡  
2階 50.00㎡

\*不動産の場合には、原則登記事項証明書の通りに記載すれば問題ありません。

\*未登記建物（登記されていない建物）は最新年度の課税明細書の記載通りに書くべきです。

### （預貯金）

**A銀行 B支店 普通預金 口座番号 1111111  
~~~~万円（相続開始日の残高）**

**B銀行 C支店 定期預金 口座番号 1111111  
~~~~万円（相続開始日の残高）のうち150万円**

\*預貯金は遺産分割の対象となる財産ですので、相続によって当然に分割される財産ではありません。

（最高裁判所でもそのような取り扱いの判例が出ています、最判平29.4.6）

### （現金）

**1. 相続人Aは、次の遺産を取得する  
（1）現金 100万円**

\*現金も預貯金と同じく、相続人は、遺産分割までの間、現金を保管している他の相続人に請求できないという最高裁判例があります（最判平4.4.10）ので遺産分割協議の対象にするべき財産です。

## **(車)**

### **1. Aは、次の遺産を取得する。**

**普通乗用車 1 台**

**車名 ITOESI**

**登録番号 愛知〇〇〇い〇〇-〇〇**

**車体番号 第 1 1 1 1 号**

**名義人 B**

\*車は法律적으로는動産（もの）ですので、疑義が生じないように（他の財産との区別がつくように）具体的に特定する必要があります。

\*通常は自動車登録番号、車台番号の記載だけでいいですが、上記のように記載すれば、より丁寧です。

# 認知症の方がいる 遺産分割協議



認知症の方が参加した遺産分割協議は有効なのかという問題ですが、認知症の進行度にもよりますが、重度の認知症の場合は**無効**になります。

遺産分割協議は法律行為であり、法律行為をするには意思能力が必要ですが、重度の認知症の方は意思能力があるとは言えないからです。

ではどうすればいいのか？

最も有効な対策は相続が発生する前に遺言書を残しておくことです。

遺言書で相続分を取得する方を指定しておけばそもそも遺産分割協議をする必要がなくなります。

では遺言書がない場合ですが、このケースだと厄介です。

認知症の方の後見人を選任するという方法がありますが、後見人を選任した場合、後見人になる方は認知症の方が亡くなるまで財産管理等をしなければなりません。

また専門職後見人（親族が後見人に選任される割合はおおむね2割程度）が選任された場合は報酬を支払っていく必要があります。

また基本的に後見制度を途中で止めることはできません。

仮に親族の方が後見人になった場合にも遺産分割協議で特別代理人の選任という別の手続きが必要になることもあります。

遺産分割協議をするがためだけに、後見制度を利用するのは、デメリットも沢山あるので慎重な判断が必要ということです。

# 遺産分割調停



相続が起きて、いざ遺産分割協議をしようとなったものの話し合いがまとまらない！

なんてことは普通にある話しです。

遺産分割「協議」と言われるように、相続人全員が印鑑を押さなければ協議としては成立しません。

当然一人でも欠けたらアウトです。

そんな時、家庭裁判所での**遺産分割調停**、**審判**の利用がおすすめです。

調停とは裁判所で行う話し合いです。

当事者の間に裁判所が入り、話し合いがまとまるように解決案を提示したり、必要な助言をしてくれます。

それでも話し合いがまとまらない時は、審判手続きになります。

審判手続きは調停と違い裁判所が審判を下し、強制力があるためその審判に従わなければなりません。

遺産分割調停の申し立てを裁判所にする場合には、手数料として1200円がかかります。

また必要書類として、亡くなった人の戸籍（出生～死亡まで）、相続人全員の戸籍謄本、住民票、遺産に関する証明書（登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳の写し）などが必要になります。

ケースによって必要書類が変わりますのでご注意ください。

# 相続登記



## 相続登記とは？

相続が発生し、不動産をお持ちの場合には、相続登記が必要になります。

## どのように手続きをするのか？

→法務局という登記手続きを扱う公的機関に申請します。

## 手続きに必要な書類は？

→亡くなった方の出生～死亡までの戸籍、相続人の戸籍や住民票、遺産分割協議書、印鑑証明書、などケースバイケースで必要書類は多岐にわたります。

## 誰がやるのか？

→方法としては二つあります。

一つ目は、相続人の方がご自分で必要書類を集めて申請する。

二つ目は、司法書士に依頼して手続きを一任する。（戸籍だけご自分で集める方法もあります。）

ご自分で手続きされるのであれば、法務局の登記相談窓口を活用すると良いでしょう。

# 相続登記の 義務化について



相続登記とは、不動産の名義人が死亡した場合に名義を相続人へ変更する手続きです。

相続登記義務化の新しい法律は令和6年4月1日施行予定です。

新しい法律の下で実際に相続が起きた時に、いつまでに、どうすればいいのか？

→相続によって不動産を取得した人が自分に相続があり、不動産を取得したことを知った時から3年以内に登記申請（法務局での名義変更手続き）をしなければなりません。

ではこの手続きをしなかった場合はどうなるのか？

→10万以下の過料になります。

（過料とは行政罰で刑事罰と違い前科にはならない罰です）

## **なぜ相続登記の義務化が必要なのか？**

日本には、所有者不明土地と言われる文字通り誰が所有してるんだかわからない土地がたくさんあります。

面積にして、九州の総面積を超え、2017年から2040年までの経済的損失は、6兆円とされています。

国は当然、この状況を解消しようとしています。

そしてこの所有者不明土地ができてしまう、大きな原因が相続登記の未登記です。

ある方が土地をお持ちで

→その方が亡くなられて相続が発生

→相続人がいるが名義変更をせずにその相続人がまた亡くなり

→また相続が発生して…。

これを何代にも渡って繰り返しているうちに、沢山の相続人がいて、会ったこともないような人と共有状態になっていて、連絡も取れない…。

こうして所有者不明土地は出来上がります。

所有者不明土地になるような土地はほとんどの場合、持っただけでもメリットがないような山奥の土地だったりします。

ただ今回の法改正で、どんな土地や建物であろうと、相続登記は原則必須になりました。

身近で相続があった方は、登記が義務化されたことを頭の片隅に置いていただければと思います。

# 相続登記の 必要書類について



## 相続登記の必要書類（遺産分割協議のケース）

- ・ **登記申請書**

（法務局のホームページでひな形が載っています）

- ・ **亡くなった人（被相続人）の出生から死亡までの戸籍謄本すべて**

＊抜けがあると手続きができないのでご注意ください

- ・ **亡くなった人（被相続人）の最後の住所を証する書面**

＊住民票除票または戸籍の除附票

＊登記上の住所と最後の住所が違う場合には、住所の繋がりがわかるものが必要

- ・ **相続人全員の現在の本籍地の戸籍謄本**

＊亡くなった人の死亡後の日付に発行されたもの

- ・ **相続人全員の印鑑証明書**

- ＊現住所のものであれば、発行された日付は問いません

- ・ **不動産を取得する人の住民票**

- ＊現住所のものであれば、発行された日付は問いません

- ・ **遺産分割協議書**

- ＊相続人全員の署名と実印押印のあるもの

- ・ **不動産の評価額がわかるもの**

- ＊最新年度の固定資産税評価証明書、課税明細書など

## **その他の必要書類の注意事項**

- ＊今回の相続で亡くなった人（被相続人）よりも後に亡くなった人（相続人）がいる場合には、その人の出生から死亡までの戸籍謄本も必要

- ＊今回の相続で亡くなった人（被相続人）よりも先に亡くなった人（相続人）がいる場合には、その人の死亡から生殖年齢に達するまでの戸籍謄本も必要

- ＊上記の時は、先に亡くなった人（相続人）の子供（下の世代）が相続人になりますが先に亡くなった人（相続人）が被相続人の兄弟姉妹の場合下の代に相続権が移るのは一回のみ（昭和55年以前の相続では移る）

## 相続登記の必要書類（遺言書がある場合）

- ・ **登記申請書**

- ＊法務局のホームページでひな形が載っています

- ・ **遺言書**

- ＊自筆証書遺言の場合で保管制度を利用していない場合には、検認手続きが必要です

- ・ **亡くなった人（被相続人）の死亡記載のある戸籍謄本**

- ・ **亡くなった人（被相続人）の最後の住所がわかる書面**

- ＊住民票の除票、戸籍の除附票

- ＊登記上の住所と最後の住所が違う場合には、住所の繋がりがわかるものが必要

- ・ **不動産を取得する人の戸籍謄本**

- ＊被相続人の死亡時点以降発行の現在の本籍地のもの

- ＊もし相続人が配偶者、子供以外の場合には

- ・ **不動産を取得する人の住民票**

- ＊現住所を証明する書類

- ・ **不動産の固定資産税評価額がわかる書面**

- ＊最新年度の固定資産税評価証明書や固定資産税課税明細書など

## その他の注意点

\*なお不動産を取得する人（相続人）が亡くなった人（被相続人）の配偶者や子供以外の場合には先順位の相続人がいない戸籍、除籍謄本が必要です。

例えば・・・亡くなった人（被相続人）の子供が亡くなって、孫が不動産を取得する人の場合には、子供が亡くなっていることがわかる、戸（除）籍謄本

## 法定相続順位

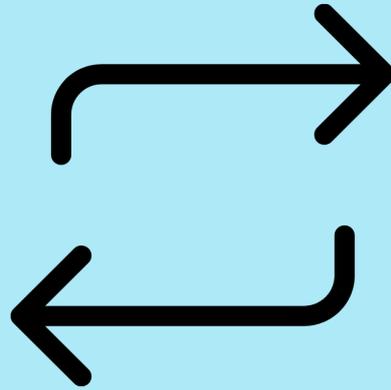
法律上決められた、相続権の順位は以下の通りです。

1位 配偶者と子供（子供がいない場合には、孫など下の世代）

2位 配偶者と両親（両親がいない場合には、祖父祖母など上の世代）

3位 配偶者と兄弟姉妹（兄弟姉妹が亡くなっている場合にはその子供）

# 平成31年の相続法改正



平成31年の7月1日施行の相続法の改正より、遺言書での相続によって不動産などの資産を承継する方にとっては非常に気になる改正がありました。

相続によって、不動産等を取得した人は登記等の対抗要件（対抗要件というのは自分の権利を第三者に主張するために法律上必要な手続き）を備えないと法定相続分（法律上決められた相続人に認められる相続分）を超える権利の取得を第三者に主張できないことになりました。

具体的にはどういうことかと申しますと、亡くなった人が遺言書（配偶者が不動産を一人で取得する内容）を残していた場合に、相続人が配偶者、子供二人の状態だとします。

この遺言書があれば、不動産の名義を相続登記手続きで配偶者お一人名義にする手続きが出来る訳ですが・・・

仮に相続登記手続きをするよりも前に、子供のうちの一人の債権者（例えば子供が借入をしている場合の業者など）が、子供の法定相続分（今回のケースだと4分の1）の範囲で不動産を差し押さえたとします。

その業者が配偶者の登記手続きよりも先に差し押さえをしてしまえば、配偶者はその4分の1の取得を差し押さえた業者に対抗できないわけです。

現実的にはなかなか、ないケースかとは思いますが、法律上可能になった以上は絶対にはいとは言えません。

相続登記の義務化も始まりますし、結局のところ相続登記手続きを迅速に行うことが必須になったわけです。

# 相続放棄



親から資産を相続した！…これは非常にありがたい話  
しですよ。

しかし相続するというのは何もプラスの財産だけでは  
ありません。

マイナスの財産（借金等）も引き継いでしまいます。  
残念ながら、マイナスの部分だけ放棄するというこ  
とは現在の法律では認められていません。

全てを相続するか（一般的な相続）、全てを放棄する  
か（相続放棄）、プラスの財産の部分に限りてマイナ  
スの部分を相続する（限定承認）という3つの形があ  
ります。

では相続放棄はどのようにするのか？  
家庭裁判所での申し立て手続きが必要になります。

申し立てには戸籍や住民票が必要であったり、申し立てできる期間制限があったりします。

また相続放棄をすることで、本来相続人にならないはずの方が相続人になることがあります。

ご自分で申し立てすることも出来ますが、司法書士などの専門家に依頼すれば手間をかけずに手続きをすることも出来ますし、放棄をした時どういったことが起きるのかなど相談も出来ますので専門家に依頼した方が様々な面でスムーズです。

もしご自分で手続きをする場合には、事前に家庭裁判所にしっかり確認することをお勧めします。

## **相続放棄手続きの費用と必要書類は？**

そもそも相続放棄手続きは家庭裁判所にするのですが、相続放棄をする人の立場によって必要書類が変わりますのでご注意ください。

### **【放棄をするのが亡くなった人の配偶者】**

- ・ 亡くなった人の住民票除票または戸籍の附票  
(最後の住所がわかる書類)

- ・亡くなった人の死亡記載のある戸籍謄本  
(3か月以内、省略なくすべての記載のあるもの)

## **【放棄をするのが亡くなった人の子供や孫】**

- ・亡くなった人の住民票除票または戸籍の附票  
(最後の住所がわかる書類)
- ・亡くなった人の死亡記載のある戸籍謄本  
(3か月以内、省略なくすべての記載のあるもの)
- ・放棄申立人の現在戸籍謄本  
(3か月以内、省略なくすべての記載のあるもの)

## **【放棄するのが亡くなった人の実父母、養父母、祖父母】**

- ・亡くなった人の住民票除票または戸籍の附票  
(最後の住所がわかる書類)
- ・放棄申立人の現在戸籍謄本  
(3か月以内、省略なくすべての記載のあるもの)
- ・亡くなった人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本

**\* 配偶者や子供が相続人としている場合には、先にその人たちが放棄していないと申し立ては受理されません。**

## 【放棄をするのが亡くなった人の兄弟姉妹、甥姪】

- ・ 亡くなった人の住民票除票または戸籍の附票  
(最後の住所がわかる書類)
- ・ 放棄申立人の現在戸籍謄本  
(3か月以内、省略なくすべての記載のあるもの)
- ・ 亡くなった人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本
- ・ 亡くなった人の父母、祖父母で死亡している人の死亡記載のある戸籍謄本

\* 配偶者や子供が相続人としている場合には、先にその人たちが放棄していないと申し立ては受理されません。

## 【費用】

裁判所手数料

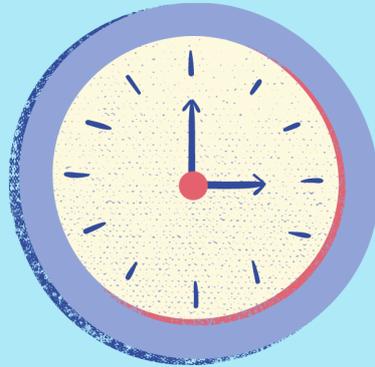
申し立て人1人につき 1270円

相続放棄申述受理証明書 1通 150円

司法書士費用

4万4千円(税込み) (弊所の場合)

# 借金の相続放棄の期限



## 借金は相続放棄できる？

前提として、借金が相続放棄できるか？という疑問ですが、これはできます。

相続放棄をすると、その人は最初から相続人にならなかったものとみなされます（民法939条）

相続人にならないわけですから、プラスになるような財産（不動産や預金など）もマイナスになる財産（親が残した借金など）もすべて引き継がないわけです。

## 相続放棄の期限

この相続放棄の期限ですが、法律上で決まっています。

例として、自分の父親が亡くなった場合で考えます。

- ① 父（被相続人）が亡くなった事実を知り、かつ自分が相続人であることを知った時から3か月以内
- ② 単純承認、限定承認をしていないこと
- ③ 法定単純承認事由がないこと

法定単純承認事由のなかで、亡くなった人の借金を相続人が死亡保険金をもって支払いをした場合には、法定単純承認事由に当たらないとされています。

（福岡高宮崎支決平成10.12.22家月51巻5号49項）

保険金の受取人の指定が相続人になっている場合には、相続分に応じてその人固有の権利（相続財産でない）ため、保険金を受け取ることは、法定単純承認事由ではありません。

## **遺産分割協議で借金を放棄はできない**

遺産分割協議はちゃんとしました！亡父に借金があったみたいでそれも引き受けないと明記した！これで一安心！！…とはいきません。

法律上、債権者（貸主等）との関係では、相続人が法定相続分の割合にしたがって当然に債務を負担することとなります。

これは遺産分割協議をしていたとしてもです。

ではこの場合、何をすれば借金を支払わずに済むのでしょうか？

最も有効な手段は、相続放棄手続きです。

ただこの相続放棄はプラスの財産も全て放棄することになってしまいます。

また専門家に手続きを依頼すれば、その費用もかかりますので、借金が少額でプラスの財産が大きく上回る場合などは、安易にしない方が良いでしょう。

また既に遺産分割協議をしてしまった…なんてケースだと原則、相続放棄が出来なくなってしまいます。

これは遺産分割協議をしたということは、財産を通常通り引き継いだ、とみなされてしまうからです。  
（例外もあります）

## 限定承認って何？メリットあるの？

相続が起きた時、とるアクションには主に三つあります。

財産全てを引き継ぐ、単純承認。

プラスの財産もマイナスの財産も全て放棄する、相続放棄。

そして、相続人が相続によって得た財産の限度で亡くなった方の債務（借金など）の負担を受け継ぐ、限定承認。

どれが良くて、どれが悪いというものではなく、状況に応じて最善の手続きは違います。

この限定承認は他二つと何が違うのか？

最大の違いは、相続放棄をすると相続権がなくなり、次順位の法定相続人に権利が移るのに対し、限定承認をしても相続人としての立場はそのままです。

例えば、絶対に手放したくない自宅や故人の借金がいくらかわからない時や、他の相続人に迷惑をかけたくない、などの場合に限定承認をすればメリットがあります。

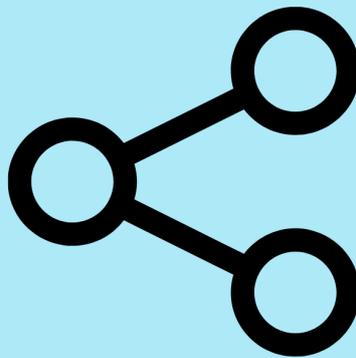
ただデメリットもあります。

限定承認の手続きをするには裁判所に申し立てをしますが、この申し立てを相続人全員でしなければいけません。

また期間制限もありますし、手続きが相続放棄に比べ煩雑です。

上記のことをふまえて、専門家に相談の上どのような手続きをするか判断されることをお勧めします。

## 法定相続分の手続き



法定相続分ってなんとなく聞いたことはあるかもって方もいるかもしれません。

これは、法律上決められた割合の相続分のことです。

民法では相続人なる方の優先順位と割合が予め決まっています。

**第一順位 配偶者と子供2分の1ずつ。**

**第二順位 配偶者3分の2と故人のご両親や祖父祖母など上の世代の方3分の1**

**第三順位 配偶者4分の3と故人のご兄弟4分の1**

相続が起きた際に、仮に遺言書がなく、遺産分割協議もしない場合この法定相続分の割合で相続財産が共有になります。

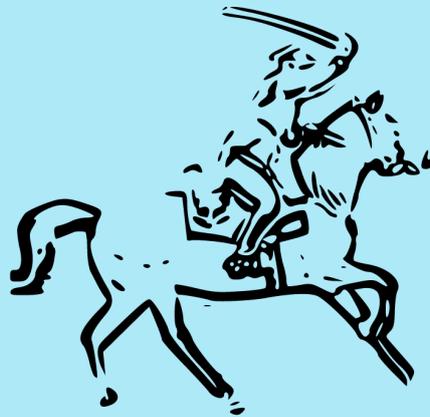
しかしこの法定相続分というのが非常に厄介で、分割出来ない財産の代表ともいえる、不動産で法定相続分通りに共有になると売却などの処分を一人だけで出来ません。

また自分の持っている不動産の持分だけを売却することは法的には可能ですが、現実問題買主がなかなか見つからないため一般的には難しいです。

共有者同士（相続人同士）の意見が合うのなら、なんら問題はないと思いますが、それぞれ財産の処理をめぐり意見が対立しているのなら、共有状態が解消されず、また相続が発生し、さらに共有者が増え…という悪循環になります。

このような事態を避けるため、生前対策や遺産分割協議で共有は避けるべきですし、仮に共有にする場合なら不動産の管理方法や処理方法をしっかり話し合っておくべきです。

## 遺留分侵害額請求権



父が亡くなり、遺言書を見て驚愕！

全て愛人に遺贈するという内容になっているではありませんか！！

…こんなことは、現実ではあまり起きないかもしれませんが、遺言書の内容に不満があり、なんとかならないのか！

とお悩みの方は実際にいらっしゃると思います。

そんな不合理な遺言による、相続分の是正として存在する法律上の制度が遺留分減殺請求権です。

亡くなった方の兄弟姉妹以外の法定相続人の方に認められる権利で、民法1042条に定められている規定です。

直系尊属（亡くなった方の父母、祖父母など上の代の方）だけが相続人の場合は、相続財産の3分の1が遺留分として確保でき、それ以外の場合は、相続財産の2分の1が遺留分権利者のものとして確保されます。

遺留分権利者が複数名いる場合は、上記遺留分から法定相続分に応じて遺留分が確保される形になります。

この遺留分減殺請求権は、何もしないと権利行使は出来ません。相手方に内容証明郵便などで行使の意思表示をしなければなりません。

またこの請求権は、時効消滅の対象ですので注意が必要です。

（請求する方が相続の開始、侵害する贈与があったことを知った時から一年以内、相続開始から10年経過で消滅）

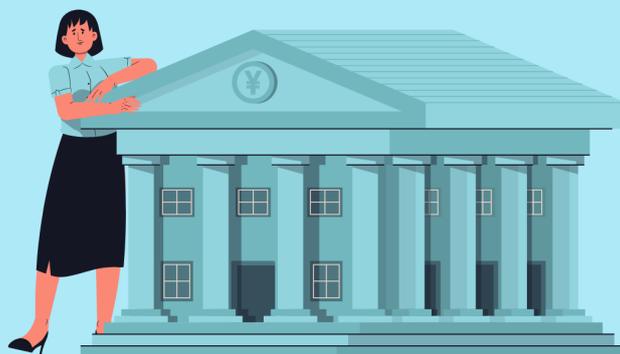
なお平成31年7月より法律改正により、名称が「遺留分侵害額請求権」に変更になりました。

平成31年6月以前に発生した相続に関しては、旧法（改正前の法律）が適用されますが、それ以降の相続に関しては新法が適用されます。

旧法と新法で変わった点として、新法では、遺留分侵害額請求をすることで、遺留分権者は受遺者、受贈者（亡くなった人から財産を承継した人）に対して金銭債権（お金を請求する法律上の権利）を取得することになりました。

これによって遺留分権者と受遺者との間で、精算がしやすくなりました。

# 銀行口座解約手続き



亡くなった方が銀行口座をお持ちの場合、銀行側が死亡の事実を確認した段階で、口座が凍結（入出金ができない状態）されます。

銀行は口座名義人が亡くなっているにもかかわらず、出金すると後からトラブルになったり、責任問題になりかねない為です。

（例外的に生活費や葬式費用の支払いのため一定額で出金できる）

ではこの口座を解約して、お金を戻すにはどうすればいいか？

解約手続きをしなければいけないのですが、その時の必要書類として、戸籍や印鑑証明書、遺産分割協議書等が必要になります。

（相続のケースや金融機関によって必要書類が違いますのでご注意ください。）

ここからは、いわゆる3大メガバンク（三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行）の3行の相続手続き時の、口座解約必要書類を記載していきます。

## 三菱UFJ銀行 口座解約手続き



### 三菱UFJ銀行の遺産分割協議がある場合

- ・ **相続届出**

\* 銀行指定の書面で、資産を承継される方の署名と実印押印

- ・ **遺産分割協議書**

\* 資産承継が明確に記載されたもので原本（返却を希望する場合は申し出）

## ・ 戸籍謄本一式

\* 法定相続情報一覧図で代用可

\* 基本的には相続登記での必要戸籍と同じですが、相続人が兄弟姉妹の時は登記よりも必要戸籍が増えるので注意が必要です

(詳しくは担当店舗へお問い合わせください)

## ・ 印鑑証明書

\* 発行後6か月以内のもの原本

\* 亡くなった人名義の借り入れがある場合には3か月以内のもの

\* 相続人全員分

\* UFJの資産を承継する人の分

## ・ 通帳、貸金庫鍵、キャッシュカード

\* 紛失している場合には、申し出が必要です

# 三菱UFJ銀行の遺言書があり遺言執行者がいる場合

## ・ 相続届出

＊銀行指定の書面で、遺言執行者と資産を承継される方の署名と実印押印

## ・ 遺言書

＊原本が必要で、返却可、遺言内容は分割割合などが明確であること

＊保管制度を利用していない自筆証書遺言の場合には検認済証明証が必要

＊保管制度を利用している、自筆証書遺言は遺言書情報証明書が必要

## ・ 戸籍謄本一式

＊遺産分割協議の場合と異なり、一部戸籍謄本が省略できるようです

（登記の場合も同じく一部省略できます）

＊原本が必要で、返却可

## ・印鑑証明書

\*発行後6か月以内のもの原本

\*亡くなった人名義の借り入れがある場合には3か月以内のもの

\*遺言執行者と遺言によって資産を承継される方のもの

## ・通帳、貸金庫鍵、キャッシュカード

\*紛失している場合には、申し出が必要です

# 三井住友銀行 口座解約手続き



## 三井住友銀行の相続手続き（遺産分割協議の場合）

### ・相続に関する依頼書

\*銀行指定の書面で、本支店窓口で受け取れるよう  
です

## ・遺産分割協議書

\*すべての相続人の署名、捺印があるもの

## ・亡くなった方の戸籍一式

\*出生～死亡までのものすべて

\*発行日より1年以内のもので原本

\*法定相続情報一覧図で代用可（発行日より1年以内のもの）

\*相続登記での必要戸籍と同じです

## ・相続人の戸籍抄本（相続人だけが載っている戸籍）

\*発行日より1年以内のもので原本

\*亡くなった方との関係性がわかる書面であること

\*亡くなった人と同一戸籍の時は不要

\*婚姻等で姓が変わっている場合には現在の戸籍抄本

## ・印鑑証明書

\*発行後6か月以内のもので原本

\*相続人全員分

- ・ **通帳、証書、キャッシュカード**

\* 喪失している場合には、相続に関する依頼書に記載が必要です

- ・ **財産を取得する人（手続きする人）の実印**

- ・ **印鑑届出**

\* 名義変更で預金を相続される場合には、新たな名義人の印鑑届出が最寄りの店舗で必要

## **三井住友銀行の遺言書があり遺言執行者がいる場合（遺言執行者が手続きする場合）**

- ・ **相続に関する依頼書**

\* 銀行指定の書面で、本支店窓口で受け取れるようです

- ・ **遺言書または遺言書情報証明書（原本）**

\* 公正証書遺言の場合には、謄本の原本が必要

\* 保管制度を利用していない自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合には検認済証明証（原本）が必要

\* 保管制度を利用している、自筆証書遺言は遺言書情報証明書が必要

## ・ 亡くなった人の戸籍謄本

\* 三菱UFJ銀行や登記手続きの場合と同じく、一部戸籍謄本が省略できるようです

\* 亡くなった人の死亡確認ができる戸籍謄本

\* ケースによっては、出生から死亡まで求められることもあるようです

\* 原本が必要で、発行から1年以内のもの

## ・ 遺言執行者の印鑑証明書

\* 発行後6か月以内のもの原本

## ・ 遺言執行者の実印

## ・ 遺言執行者選任審判書謄本（原本）

\* 家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合です

## ・ 通帳、証書、キャッシュカード

\* 喪失している場合には、相続に関する依頼書に記載が必要です

## ・ 印鑑届出

\* 名義変更で預金を相続される場合には、新たな名義人の印鑑届出が最寄りの店舗で必要

# みずほ銀行

## 口座解約手続き



### みずほ銀行の相続手続き（遺産分割協議の場合）

- ・ **相続関係届書**

- ＊みずほ銀行指定の書面です

- ・ **遺産分割協議書**

- ＊すべての相続人の署名、捺印があるもの

- ・ **亡くなった方の戸籍一式**

- ＊16歳の誕生日～死亡までのものすべて

- ＊法定相続情報一覧図で代用可

- ＊相続登記での必要戸籍よりも少し要件が緩いです

## ・ 相続人の戸籍謄本

\* 亡くなった人と同一戸籍の時は不要

\* 法定相続情報一覧図で代用可

\* 婚姻等で姓が変わっている場合には現在の戸籍抄本

## ・ 印鑑証明書

\* 発行後6か月以内のもの、融資取引がある人は3か月以内

\* 相続人全員分

\* 海外居住の人は「サイン証明」が必要

## ・ 亡くなった人の通帳、証書等

## ・ 相続人（財産を取得する人）の実印、取引印

## みずほ銀行の遺言書があり遺言執行者がいる場合 （遺言執行者が手続きする場合）

## ・ 相続関係届書

\* みずほ銀行指定の書面です

## ・遺言書

\* 原本で返却される

\* 自筆証書遺言保管制度を利用していない遺言の場合には、検認済証明書も必要

\* 遺言内容によって取り扱いが違うようなので、取り扱い店舗に要確認

## ・亡くなった方の戸籍謄本

\* 亡くなられた方の死亡がわかる戸籍謄本

\* 法定相続情報一覧図で代用可

\* 遺言での相続登記の必要戸籍と同じです

## ・印鑑証明書

\* 受遺者（遺言で財産を受け取る人）、遺言執行者（遺言内容を実現する人）のものが必要

\* 発行後6か月以内のもの、融資取引がある人は3か月以内

\* 海外居住の人は「サイン証明」が必要

## ・遺言執行者選任審判書

\* 遺言執行者が裁判所に選任されている場合

- ・ **亡くなった人の通帳、証書等**
- ・ **受遺者、遺言執行者（財産を取得する人）の実印、取引印**

## まとめ

弊所の「相続手続きガイドブック」いかがだったでしょうか？

ご親族が亡くなられて心身共に疲弊している中で、相続手続きを進めていくことは、容易ではないと思います。

このテキストが相続手続きにお困りの方のお役に立てることを願っております。

太田合同事務所では、プラン形式の相続手続きサービスや各種相続手続きなど、お客様のニーズに合わせた、サービスをご用意しています。

ぜひお含みおき下さい。

太田合同事務所の  
相続手続きサポートサービス→



<https://otagodo.com/souzoku-omakase/>

太田合同事務所の  
お問合せ→



<https://otagodo.com/contact/>

ホームページからでも相続手続きサービス  
生前対策のページが見れます。

**「太田合同事務所」で検索！**

